

(施工予定事業者)

桑名市保健福祉部介護高齢課長

介護保険住宅改修の事前申請の承認について

被保険者番号		被保険者氏名	
事前承認番号			

上記被保険者に係る住宅改修について、承認することに決定しましたのでお知らせします。
なお、施工に当たっては以下の点にご留意ください。

《留意事項》

- 1 介護保険による給付は、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」に給付するものです。
上記被保険者を担当する介護支援専門員(ケアマネジャー)等と十分に連携し、この理念に沿って施工に当たってください。
- 2 事前申請の承認は、住宅改修の支給を担保するものではありません。支給決定は、事後申請を受け付けた後の審査において行われます。
- 3 事後申請の際、領収証に関して市が求める要件を具備していないものは、住宅改修費の支給ができません。別添の領収証(ひな形)により発行するか、任意の様式による場合は要件を具備しているか十分に確認をお願いします。
- 4 原則として、承認を受けた施工内容を変更することはできません。施工内容の変更が必要となった場合は、介護支援専門員等と連携し、すみやかに所要の手続を行ってください。
- 5 被保険者から相談、苦情があった場合は、適宜、介護支援専門員等と連携し、その対応、解決に努めるようお願いします。
- 6 被保険者等が不正に保険給付を受け、又は受けようとしたことを把握したときは市に対して報告をお願いします。
- 7 介護保険法、民法、個人情報保護法その他関係法令を遵守してください。なお、不正が疑われる場合は介護保険法に基づく調査を行う場合があります。